平成２３年（フ）第５０８号
大阪府吹田市山田東３丁目27番６号、住民票上の住所大阪府吹田市山田西３丁目77番８―503号
破産者　芝野奈緒子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０号
大阪市都島区都島本通２丁目３番１号
破産者　森實　　亘
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１号
大阪市都島区都島本通２丁目３番１号
破産者　森實　恭子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２号
大阪府豊中市北条町４丁目４番37―405号
破産者　赤木　賢治
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５号
大阪府枚方市春日東町２丁目37番31号
破産者　富岡　梅子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０号
大阪府大阪市平野区平野市町３―２―26　ハイム平野Ｅ―22、開始決定時住所大阪府寝屋川市黒原旭町24番６号
破産者　徳山基文こと徳山大森こと徳山裕こと洪　　昌基
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２号
大阪府門真市小路町21番23―302号
破産者　吉田祐一郎
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番１号
破産者　小松　善行
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０９号
大阪府大東市深野３丁目11番11号　辻口ハイツ203号、前住所大阪府大東市深野３丁目19番１号　グリーンアベニュー壱番館506
破産者　向井　和之
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３３号
大阪市福島区鷺洲２丁目12番４号　盛田ハイツ305号
破産者　宮本　弥生
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２０号
大阪市東住吉区北田辺６丁目12番19号
破産者　吉永　将貴
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６１号
堺市堺区緑ヶ丘北町２丁３番25号　エーワハイツ緑ヶ丘206号
破産者　森鼻　浩二
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０７号
堺市南区原山台５丁１番９―306号
破産者　泉　　蒸治
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４６号
大阪府富田林市甲田６丁目６番29号　102、前住所大阪府富田林市山中田町２丁目３番７号
破産者　川﨑　友宏
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９６号
大阪府松原市三宅中１丁目７番15―303号
破産者　松田　和幸
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４０号
和歌山県有田郡有田川町大字久野原掛橋729、住民票上の住所大阪府高石市東羽衣１丁目６番42号
破産者　伊藤　敏美
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５２号
堺市北区中長尾町３―５―９、住民票上の住所大阪府松原市北新町４丁目６番15号
破産者　米田　淳史
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
広島市南区金屋町８番８―401号
破産者　讃岐　大輔
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部